

中川流域水循環系再生計画策定委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、地域の意見を反映した中川流域整備計画を策定することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、中川流域水循環系再生計画策定委員会と称する。

(組織)

第3条 本会の委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元代表者
- (3) 地区代表者
- (4) 公募者

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員)

第4条 本会は次の役員を置く。

委員長

副委員長

- 2 委員長は学識経験者がその職務を行う。
- 3 副委員長は委員長の指名による。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本会の会議は委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 本会の庶務は、酒々井町役場まちづくり課において処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成19年6月4日より施行する。